

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷六十二第

行發日一月二年三和昭

## 論叢

損益勘定に關する一考察 . . . . . 法學博士 上野道輔

法人重複課稅立法の分析 . . . . . 法學博士 神戶正雄

利潤成立の機構 . . . . . 文學博士 高田保馬

社會黨の農民獲得運動 . . . . . 法學博士 河田嗣郎

長崎貿易に於ける銅及銀の支那輸出に就いて . . . . . 文學博士 矢野仁一

## 說苑

重農學派の純收入論 . . . . . 法學士 山口正太郎

## 雜錄

Fairplay 誌の批評に應ふ . . . . . 經濟學博士 小島昌太郎

徳川時代の漁民騷動 . . . . . 經濟學士 黒正巖

紐育倫敦兩資本市場の爭覇 . . . . . 經濟學士 松本佳三

營業收益稅の改正法案 . . . . . 經濟學博士 沙見三郎

## 法令

商工會議所法施行令

## 營業收益稅の改正法案

沙見三郎

—

明治二十九年三月法律第三十三號營業稅法が廢止せられて營業收益稅法が制定せられたのは、一昨大正十五年三月の法律第十一號によつてである。營業稅法が外形標準主義をとりし結果、營業の外形が大なれば營業收益の大小有無に關せず高率を課すると云ふのが、營業稅を廢止する根本理由であつた。その代りに今度  
は營業の純收益を捕へんとする營業收益稅が生れたの

である。

營業收益稅は一昨年春に制定せられたのであるが、その實施せられたのは昨年大正十六年一月二日以來の事である。最初は惡稅に代る良稅として寧ろ歡迎せられてゐたのが、いざ實行となると俄に非難の聲が高まつたのである。營業收益稅は中小の營業者を壓迫すると云ふのが其原因である。

外形標準主義の營業稅にありては、利益が割合に少きも取引高の多き大營業者が比較的重く課せられ、利益の割合が相當大なるも小規模の營業に従事する中小營業者が割合に輕き負擔で濟んでゐたのである。然るに外形標準主義の營業稅より實質主義の營業收益稅に變化すると共に、取引高多きも利益割合少き小營業者は負擔を輕減せられ、取引高少きも利益割合大なる小營業者が重く課せられる事となつたのである。

營業稅廢止論者が營業收益稅の制定を恰も天來の福音の如く宣傳したものであるから、中小營業者はその一日も早く實施せられん事を望んでゐたのである。實

施せられて見ると、中小營業者の或者は返つて其負擔を増しそれに府縣市町村の附加稅が加はるものであるから、不平の勃發したのも無理からぬ事である。尤も應急の處置として稅務當局は隨分努力したのであるが、感情の激する所は遂に營業收益稅の不納同盟を齎らし始めたのである。

この不穩なる空氣を緩和せんとして生れたのが、營業收益稅の改正法案である。法案の内容は正確には明かではないが、諸所に於て試みられてゐる三土大藏大臣の演說によると、次の如くである。

千五百圓以下の収益を有する個人營業者には其収益より百圓を控除して殘額に課稅する事

即ちこれであつた。私は、この改正法案に關して考察を進めたいのである。

## 二

先づ考ふべきは、營業收益稅の改正法案が講ぜらるゝに至つた動機である。前述の如く、現行營業收益稅に不平を起したのは、營業稅時代に比し現今重く課せ

られてゐる營業者である。營業收益税により負擔を輕減せられた人は沈黙してゐるのである。前者は取引高小なるも利益割合が比較的大なる小營業者であつて、後者は利益割合小なるも取引高大なる大營業者である。かゝる大營業者の満足を損する事なしに、かゝる小營業者の不平を緩和せんとつとめるのが、改正法案の目的とする所である。

營業收益税の改正法案については種々の問題が起り得る。第一に、この改正法案が過渡的立法なりや否や、第二に、過渡的立法なりや否やは別問題として、果して所期の目的を達し得べきや否やの點である。

改正法案が、營業收益税そのものを不完全なりと認めて根本的改正を敢てせんとするならば、そは永久的の立法である。然し明治二十九年以來の外形標準を廢して俄に實質主義を採用した事がかゝる不都合を生じたに過ぎないとせば、此改正法案は過渡的施設となるのである。此點は外形標準主義と純益主義との比較の根本問題に及ぶのであるが、暫く此點には觸れないで

置く。

第二の問題としては、かゝる根本論は暫く措き、改正法案が果して所期の効果を收め得るか否かの點を明かにしたい。

大藏大臣の説明する所によれば、營業收益税改正の果として、

(イ) 従來四百圓以上の収益を有する營業者が一律に百分の二・八を負擔せしむ

(ロ) 改正の結果として収益の大小に應じ負擔割合に差等を生じ、即ち

(一) 四百圓の収益を有する營業者の負擔は百分の二・一

(二) 七百圓 同 百分の二・四

(三) 千圓 同 百分の二・五

(四) 千五百圓 同 百分の二・六

(五) 千五百圓を越ゆる収益を有する營業者の負擔は百分の二・八となるのである。

要するに、従來の百分の二・八の比例税率を廢して、

百分の二・一乃至百分の二・八の累進税率を採用せんと

するのが改正法案の趣旨であるから、此點を中心として論ずる必要がある。

只此際に注意すべきは、百圓の控除査定が問題となつてゐる事である。即ち改正法案が現行法と異なる所は、絶對額に於て年額二圓八十錢即ち月額二十三錢を輕減せんとするのであつて、可なり細い立法なりと云はねばならぬ。従つてこれが批評が可なり細部に及ぶのも、止むを得ない所である。

三

先づ實例によつて改正法案の内容を説明する。

改正案の恩恵に浴する最後の一人として千五百圓の收益を有する營業者を取り、その恩恵に浴せざる最初の一人として千五百一圓の收益を有する人を取り、兩者の負擔を比較する。

前者は、千五百圓の收益より百圓を控除せられ其殘額千四百圓に百分の二・八を課せられるから、結局三十九圓二十錢を納税する事となり、殘額千四百六十四圓八十錢が手取りとして殘る譯である。

後者は、千五百一圓の收益を有するが故にその全額に百分の二・八を課せられ四十二圓三錢を納税し殘額

千四百五十八圓九十七錢の手取りを得るのである。

千五百一圓の收益を得る人は千五百圓の收益を得る人よりも一圓餘計の收益を得てゐる。然るに前者の手取金は千四百五十八圓九十七錢であつて、後者の手取金千四百六十圓八十錢よりも一圓八十二錢少いのである。一圓多く收益を得ると納税後の殘額が一圓八十二錢少くなるとは、不都合な立法でないか。而もこの不都合は千五百圓を遠ざかるに従ひ漸く薄らぎ、千五百二圓八十八錢に至つて止むのである。かく考へると千五百圓と云ふ限界は極めて微妙なる一線である。かゝる微妙なる線を劃する事は、ともすれば鋭くなり勝る納税者と税務署との間の感情を一層強く刺戟する事となるのである。

この不都合は、營業收益税に對する地方附加税を考慮に入れると、益々甚だしくなつてくる。假に本税と同額の地方附加税が課せられるとすると、「營業收益税の本税及び附加税を合したる税額」及び「納税殘額」として營業者の純收益に歸すべき金額」は各收益金額に

應じ大體次の如き數字を示す事となるのである。

收益金額	税額	純收益額
一、五〇〇・四〇	七八・四〇	一、四二一・六〇
一、五〇一・〇〇	八四・〇四	一、四一六・九六
一、五〇二・〇〇	八四・一〇	一、四一七・七九
一、五〇三・〇〇	八四・一六	一、四一八・八四
一、五〇四・〇〇	八四・二二	一、四一九・九八
一、五〇五・〇〇	八四・二八	一、四二〇・七二
一、五〇五・九三	八四・三三	一、四二一・六〇

即ち千五百圓以上の収益を得る事は返つて納税後の純益を少なからしむる結果をまねき、而して此不都合は約千五百六圓にまで及ぶのである。地方附加税を考慮に入れざりし際には、不都合を生ずる區域が二圓八十八錢であつたのが、本税及び地方附加税兩者を合すると、五圓九十三錢に擴張せられる譯である。

累進税率について種々の理論が構成せられてゐるが、大なる課税物件を有する人が小なる課税物件を有する人よりも、納税後の残額が少くなると云ふ事は許されてゐないのである。これ各國の租税立法を擧げる迄もなく明瞭である。然るに傳へらるゝ所の改正法案

が恰も此原則に矛盾してゐるのは遺憾である。

「餘りに區々たる問題ではないか、千五百圓の場合と千五百圓一錢の場合との不都合は要するに二圓八十錢の差に過ぎないではないか」と云ふ論者があるかも知れない。然し不都合は飽く迄不都合であつて金額の大小を超越してゐるのである。特に今度の改正の動機が、二圓八十錢によつて小營業者の不平を緩和せんとするのであるから、かゝる駁論は成立し得ない筈である。

以上は營業收益税改正法案として大藏大臣の演説に現はれてゐる所を批評したに過ぎない。もし此演説なるものが傳ふる者の誤報であり、又は小生の誤聞であつて、實際に於てはもつと立派な且つ缺點の少い營業收益税改正法案が講ぜられてゐるのであれば邦家の幸福である。